

平成28年12月

—都市ガスをお使いのお客さまへ—

篠山都市ガス株式会社

## ガス料金のお知らせ（平成29年1月検針分）

平素は格別のご愛顧を賜り誠にありがとうございます。  
さて、標記の件につきまして、下記の通りお知らせ致しますので、ご確認いただきたくお願い申し上げます。

### 記

ガス事業法第17条第4項の規程を遵守し、近畿経済産業局で受領いただきました約款により、「原料費調整(スライド)制度」に基づき、毎月、従量料金単価の見直しを行っております。  
平成29年1月検針分の従量料金単価調整額は、平成28年12月検針分比べて、  
+1.16円/m<sup>3</sup>(税込)となりました。

たとえば、1ヶ月50m<sup>3</sup>お使いになられるご家庭では、次のようになります。

$$\begin{array}{l} \text{基本料金} \quad \quad \quad \text{調整単位料金} \quad \quad \quad \text{使用量} \\ \{ 1296 \text{円} + ( 202.37 \text{円} \times 50 \text{m}^3 ) \} = \quad 11,414 \text{円} \end{array}$$

### ■一般契約料金

【 1月検針分に適用される料金 】

料金表区別	料金表 A	料金表 B	料金表 C
月間使用量区分	0m <sup>3</sup> ~ 25m <sup>3</sup>	26m <sup>3</sup> ~ 200m <sup>3</sup>	201m <sup>3</sup> ~
基本料金 (1ヶ月につき)	864.00円(税込)	1,296.00円(税込)	5,513.15円(税込)
調整単位料金 (1m <sup>3</sup> につき)	219.65円(税込)	202.37円(税込)	181.29円(税込)

(注)各月のガス料金=基本料金+(調整単位料金×使用量)

## ■家庭用コージェネレーションシステム契約料金

基本料金 (1ヶ月につき)	2,160.00 円(税込)
冬期調整単位料金 (11～4月検針分)(1m <sup>3</sup> につき)	135.90 円(税込)
夏期調整単位料金 (5～10月検針分)(1m <sup>3</sup> につき)	123.36 円(税込)

(注)家庭用コージェネレーションシステムとは、ガスを一次エネルギーとしてガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等により電力または動力を発生させるとともに、その際に発生する排熱を利用する家庭用熱電供給システムまたは熱動供給システムをいいます。

## ■小型空調契約料金

基本料金 (1ヶ月につき)	2,160.00 円(税込)
冬期調整単位料金 (11～4月検針分)(1m <sup>3</sup> につき)	135.90 円(税込)
その他期調整単位料金 (5～10月検針分)(1m <sup>3</sup> につき)	123.36 円(税込)

(注)小型空調機器とは、ガスエンジンヒートポンプ式の機器(GHP)及び冷凍能力30US冷凍トン以下の小型ガス吸収式の機器をいいます。

## ■空調夏期契約料金 [一般契約料金表をご覧ください。](#)

定額基本料金 (1ヶ月につき)	適用期間外
流量基本料金単価 (1m <sup>3</sup> につき)	適用期間外
調整単位料金 (5～10月検針分)(1m <sup>3</sup> につき)	適用期間外

(注)空調夏期契約の適用対象期間は5月から10月検針分までです。

11～4月検針分は、一般契約料金を適用します。

基本料金＝定額基本料金＋流量基本料金

■大型空調夏期契約料金 [一般契約料金表をご覧ください。](#)

定額基本料金 (1ヶ月につき)	適用期間外
流量基本料金単価 (1m <sup>3</sup> につき)	適用期間外
調整単位料金 (4～11月検針分)(1m <sup>3</sup> につき)	適用期間外

(注)大型空調夏期契約の適用対象期間は4月から11月検針分までです。

12～3月検針分は、一般契約料金を適用します。

基本料金＝定額基本料金＋流量基本料金

以上

◆ お問い合わせは…

---

篠山都市ガス株式会社 Tel.(079)552-2210まで

平成28年12月

— 家庭用快適暖房契約のお客さまへ —

篠山都市ガス株式会社

## ガス料金のお知らせ（平成29年1月検針分）

平素は格別のご愛顧を賜り誠にありがとうございます。  
さて、標記の件につきまして、下記の通りお知らせ致しますので、ご確認いただきたくお願い申し上げます。

### 記

ガス事業法第17条第4項の規程を遵守し、近畿経済産業局で受領いただきました約款により、「原料費調整(スライド)制度」に基づき、毎月、従量料金単価の見直しを行っております。  
平成29年1月検針分の従量料金単価調整額は、平成28年12月検針分比べて、  
+1.16円/m<sup>3</sup>(税込)となりました。

たとえば、1ヶ月50m<sup>3</sup>お使いになられるご家庭では、次のようになります。

$$\begin{array}{l} \text{基本料金} \quad \quad \quad \text{調整単位料金} \quad \quad \quad \text{使用量} \\ \{ 1296 \text{円} + ( 202.37 \text{円} \times 50 \text{m}^3 ) \} = 11,414 \text{円} \end{array}$$

## ■ 家庭用快適暖房契約

### 【 1 月検針分に適用される料金 】

料金表区別	料金表 A	料金表 B	料金表 C
月間使用量区分	0m <sup>3</sup> ~ 25m <sup>3</sup>	26m <sup>3</sup> ~ 50m <sup>3</sup>	51m <sup>3</sup> ~
基本料金 (1ヶ月につき)	864.00円(税込)	1,296.00円(税込)	2,350.28円(税込)
調整単位料金 (1m <sup>3</sup> につき)	219.65 円(税込)	202.37 円(税込)	181.29 円(税込)

(注) 家庭用快適暖房契約の適用対象期間は12月から3月検針分までです。

4~11月検針分は、一般契約料金を適用します。